

第2章 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- (1) 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる基盤をつくる。
- (2) 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- (3) 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- (4) 住民の防災活動を推進する。特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1節 水害予防計画

項 目	担 当
1 治山治水計画	建設課、関係機関
2 道路及び橋りょうの維持管理	建設課
3 用水路、貯水池及びため池の維持管理	上下水道課、産業振興課

村（建設課）は、台風や集中豪雨などによる河川・水路における洪水による災害を未然に防ぐため、水害予防計画による計画的な予防対策を講じる。

なお、水害予防に関する計画は、「群馬県地域防災計画」及び「群馬県水防計画」に基づいて行う。

1 治山治水計画

村は、榛名山の東麓に位置し、榛名山系を基点とする丘陵地を唐沢川、染谷川、八幡川、午王頭川などの1級河川が9河川あり、北西部から南東部に流れている。

近年これらの河川は、平常時には減水しているが、豪雨等の際には極度に増水し、災

害等を引き起こすおそれがあるため、これらの河川の安定を図ることが治山治水事業の課題となっている。

(1) 治山計画の方針

村は、総面積の約27パーセントが山林原野地帯であり、火山の影響を受けていることなどから、地形は極めて複雑である。また、土壌は砂礫質であるため、山林の荒廃が目立ち、下流での災害にも大きく影響している。

したがって、地区別事業計画（治山計画）において村における土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

(2) 治水砂防計画の方針

村は、西から東へ向かつての丘陵地を呈しており、洪水時の土砂の流出は、かなりの量になることから、砂防施設の堰堤、床固め等の整備を必要としている。

村域を横断する河川は、水底の堆積土を除去し河川の流路を拡げる等を行い、常に流水の円滑化を図るように留意する。特に被害の多い河川は、関係機関と協議し、治水、砂防の万全を期する。

2 道路及び橋りょうの維持管理

災害時における交通網の途絶は、村民の不安を醸成する要因となるため、道路、橋りょうの整備は、平素から十分な管理を行わなければならない。村（建設課）は、道路については、破損箇所の早期発見による速やかな補修により、常に道路本来の効用を持続するよう努めると同時に路体の保全に留意する。

更に、かつて災害を受けた箇所等を重点的に点検する等、その維持管理の万全に努める。

3 用悪水路、貯水池及びため池の維持管理

用悪水路、貯水池及びため池等は通常水量が少なく、用悪水路にあつては管理の不十分な所がある。したがって、豪雨の際、極度に増水すれば付近の農用地に冠水することが予想されるので、次の事項の実施を図る。

なお、村（産業振興課）は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（桃泉貯水池、黒髪貯水池）について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの周知等により村民等に適切な情報提供を図るものとする。

(1) 用悪水路等の管理計画

- ア 取水は必要水量とし、取水口は、随時砂を排除する。
- イ 用水路内の滞砂を随時あげる。
- ウ 素掘水路にあつては、除草等の管理を十分行う。
- エ 暗きよは常に滞砂、ゴミ等の堆積に注意する。

(2) 貯水池及びため池等の管理計画

- ア 洪水のおそれのあるときは取水口を閉じる。
- イ 洪水のおそれのあるときは数日前から少しずつ排水する。
- ウ えん堤等の水漏れに注意する。
- エ 余水吐の除草を行う。

第 2 節 消防計画

担 当
渋川広域消防本部、消防団

渋川広域消防本部及び村（消防団）は、火災その他の災害が発生した場合において、被害の拡大を防止し、社会秩序を維持し、村民の生命や財産を保護する。具体的には、渋川広域消防本部の「消防計画」による。

第3節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

項 目	担 当
1 避難場所及び指定避難所の整備	総務課、住民生活課、健康保険課、教育委員会事務局
2 避難路の整備	総務課、産業振興課、建設課

1 避難場所及び指定避難所の整備

村（総務課、住民生活課、健康保険課、教育委員会事務局）は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる社会体育施設、社会教育施設、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路の整備

村（総務課、産業振興課、建設課）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。

第4節 建築物の安全性の確保

項 目	担 当
1 防災上重要な施設の堅ろう化	関係各課、施設管理者
2 建築基準の遵守指導	前橋土木事務所

1 防災上重要な施設の堅ろう化

村（関係各課）及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、災害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（村役場）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（病院等）
- (4) 避難施設（社会体育施設、社会教育施設、学校等）
- (5) 社会福祉施設（老人ホーム、障害者支援施設等）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

前橋土木事務所は、住宅をはじめとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

第5節 ライフライン施設の機能の確保

項 目	担 当
1 設備の防災化	上下水道課、企画財政課、ライフライン事業者
2 防災体制の整備	上下水道課、ライフライン事業者
3 応急復旧用資機材の整備	上下水道課、ライフライン事業者
4 需要者への防災知識の普及	上下水道課、ライフライン事業者

1 設備の防災化

ライフライン事業者は、次によりライフライン設備の防災化を図るものとする。

- (1) 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
- (3) 村（企画財政課）及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (4) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規定を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに村が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能の維持等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第6節 避難誘導体制の整備

項 目	担 当
1 警報等伝達体制の整備	総務課
2 避難誘導計画の作成	総務課
3 避難誘導訓練の実施	総務課、渋川広域消防本部、渋川警察署
4 避難場所及び指定避難所等の周知	総務課
5 案内標識の設置	総務課
6 要配慮者への配慮	総務課、住民生活課、健康保険課、教育委員会事務局

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 村（総務課）は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 警報及び避難勧告等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 村（総務課）は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 村（総務課）及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 村（総務課）は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 村（総務課）は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
- (3) 村（総務課）は、渋川広域消防本部、渋川警察署等と協議して、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成する。その際、水害と土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める

ものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村（総務課）は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア 避難勧告等の発令を行う基準

イ 避難勧告等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

- (6) 村（総務課）は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

- (7) 村（総務課）は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等が発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、渋川土木事務所）は、村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

- (8) 村（総務課）は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイム（避難勧告等の発令から避難完了までの時間）が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

- (9) 不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 避難誘導訓練の実施

村（総務課）は、渋川広域消防本部、渋川警察署等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 避難場所及び指定避難所等の周知

村（総務課）は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に周知するものとする。

5 案内標識の設置

- (1) 村（総務課）は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 案内標識は、観光客等でも理解できるよう配慮するものとする。
- (3) 村（総務課）は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 村（総務課）は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 村（健康保険課）は、社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、「要援護者情報システム」の活用等により、避難行動要支援者の住所、電話番号等を把握するとともに、渋川広域消防本部、渋川警察署、地域住民及び自主防災組織の協力を得て連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から体制整備に努めるものとする。なお、把握した住所等の個人情報の取扱いは、十分留意するものとする。
- (2) 村（総務課）は、外国人旅行者等の来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

- (3) 村（教育委員会事務局）は、学校と保護者間で児童生徒引渡しを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 村（住民生活課、教育委員会事務局）は、小学校就学前の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園等と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第7節 災害危険区域の災害予防

項 目	担 当
1 災害危険区域の種類	総務課
2 災害危険区域等	総務課
3 村民等に対する危険の周知	総務課
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	建設課
5 土砂災害特別警戒区域内の制限等	県
6 警戒避難体制の整備	総務課
7 ハザードマップの作成	総務課
8 浸水被害拡大防止用資機材の備え	総務課
9 要配慮者への配慮	総務課、住民生活課、健康保険課

急傾斜地のがけ崩れ災害等を未然に防止するため、事前措置として平素から、がけ崩れのおそれがある重要防災箇所の把握と、同箇所に対する防災パトロールを強化するものとする。がけ崩れ災害等の発生するおそれがある場合又は危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な住民に対する避難勧告等の発令又は交通遮断等が行えるよう計画の確立に努めるものとし、防災箇所の地域の住民に対しては、常日頃からの防災知識の普及を図るものとする。

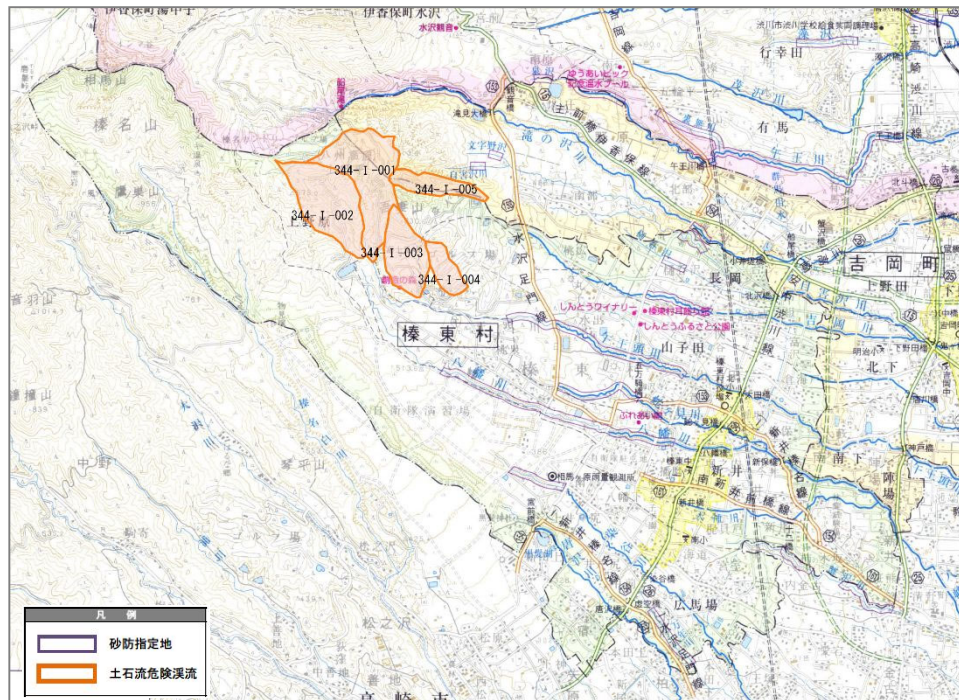
1 災害危険区域の種類

No.	区域の種類	所管省庁
(1)	土 石 流 危 険 溪 流	国 土 交 通 省
(2)	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所	
(3)	地 す べ り 危 険 箇 所	
(4)	土 砂 災 害 警 戒 区 域	
(5)	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
(6)	雪 崩 危 険 箇 所	
(7)	山 腹 崩 壊 危 険 地 区	林 野 庁
	地 す べ り 危 険 地 区	
	崩 壊 土 砂 流 出 危 険 地 区	
	な だ れ 危 険 箇 所	

2 災害危険区域等

(1) 土石流危険渓流

「危険渓流Ⅰ」が5河川、「危険渓流Ⅱ」が0、「危険渓流Ⅲ」が0になっている。



渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字 名
344-I-001	利根川	利根川	八幡川	山子田
344-I-002	利根川	利根川	水揚沢	盗人越
344-I-003	利根川	利根川	大田沢西	盗人越
344-I-004	利根川	利根川	大田沢東	盗人越
344-I-005	利根川	吉岡川	吉岡川	盗人越

資料：「群馬県地域防災計画」（令和2年3月、群馬県防災会議）

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

ア 急傾斜地崩壊危険区域

(なし)

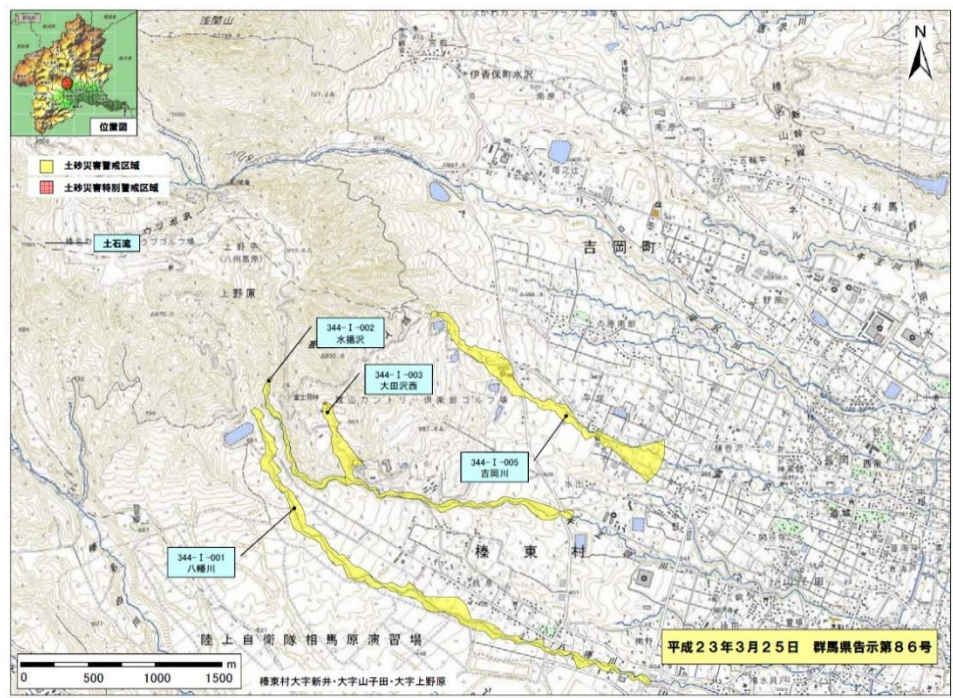
イ 急傾斜地崩壊危険箇所

(なし)

(3) 地すべり危険箇所（土木関係）

(なし)

(4) 土砂災害警戒区域（平成23年3月25日群馬県告示第86号）



整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号
344-I-001	八幡川	新井	H23. 3. 25	86
344-I-002	水揚沢	山子田	H23. 3. 25	86
344-I-003	大田沢西	山子田	H23. 3. 25	86
344-I-005	吉岡川	上野原	H23. 3. 25	86

(5) 土砂災害特別警戒区域（平成23年3月25日群馬県告示第86号）

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号
344-I-003	大田沢西	山子田	H23. 3. 25	86

(6) 雪崩危険箇所

(なし)

(7) 山地災害危険地区

区分	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区	計
民有林	3	0	4	7

3 村民等に対する危険の周知

情報の種類	周知する方法	対 象
災害危険区域の位置 予想される災害の様子	広 報	村民等
	説 明 会	
	標 識 の 設 置	
鉄砲水が発生するおそれの 大きい溪流の危険性	看 板 の 設 置	村 民 入山者 等
	チ ラ シ の 配 布	

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

村（建設課）は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

5 土砂災害特別警戒区域内の制限等

県は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について規制を行うとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行うものとする。

6 警戒避難体制の整備

（1）土砂災害警戒区域の指定があったとき

村（総務課）は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

（2）浸水想定区域の指定があったとき

村（総務課）は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時の避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（3）避難勧告等の判断・伝達マニュアル

村（総務課）は、県及び河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つ

つ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

7 ハザードマップの作成

村（総務課）は、前項（１）（２）の事項を住民に周知するため、これら事項を記載した洪水ハザードマップ等の作成に努める。

8 浸水被害拡大防止用資機材の備え

村（総務課）は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

9 要配慮者への配慮

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、避難勧告等の発令において、要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるように体制の整備等（避難準備情報の活用など）に努めることとする。

（１）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者利用施設がある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

（２）浸水想定区域内の要配慮者利用施設

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、浸水想定区域内に主として高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8節 情報の収集・連絡体制

項 目	担 当
1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化	総務課
2 情報収集・連絡に係わる初動体制の整備	総務課
3 多様な情報の収集体制の整備	総務課
4 情報の分析整理	総務課

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

村（総務課）は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係わる初動体制の整備

- （1）村（総務課）は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- （2）村（総務課）は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- （3）村（総務課）及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- （1）村（総務課）は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段の他に防災行政無線、エリアメール、「しんとう安全・安心メール」、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- （2）村（総務課）は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

4 情報の分析整理

村（総務課）は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ

正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第9節 通信手段の確保

項 目	担 当
1 通信施設の整備及び保守管理の徹底	総務課、企画財政課
2 災害時優先電話の指定	総務課
3 代替通信手段の確保	総務課、企画財政課、関係機関
4 通信の多ルート化	総務課、企画財政課
5 通信訓練への参加	総務課

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

村（総務課、企画財政課）は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災や大規模停電に伴う長期停電・通信障害等を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

村（総務課）は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

村（総務課、企画財政課）は、災害による一般電話回線の途絶又は集中により通信が困難となった場合に備えて、代替通信手段の確保に努めるものとする。

村（総務課、企画財政課）及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、以下、代替通信施設の整備に努めるものとする。

(1) サブセンターの設置
(2) 防災行政無線の複数系統化

4 通信の多ルート化

村（総務課、企画財政課）は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進

し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、群馬県情報通信ネットワーク、防災行政無線、しんとう安全・安心メール等を活用することにより、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

★資料編：資料2「子局・半固定局設置場所一覧」

5 通信訓練への参加

村（総務課）は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）に積極的に参加するよう努めるものとする。

第10節 応援要請と非常参集体制

項 目	担 当
1 村長の応急措置	村長
2 出動命令等	村長
3 事前措置	村長、警察官
4 工作物の使用等	村長
5 従事命令	村長、県知事、消防吏員、水防管理者、警察官
6 損失補償	総務課
7 損害補償	総務課
8 職員の非常参集体制の整備	総務課
9 職員に対する応急活動内容の周知徹底	総務課

村の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとするときの災害対策基本法第50条第2項の規定による応急措置に関する取扱いは、本計画の定めるところによる。

1 村長の応急措置

村長は、村の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（その他必要な措置）を速やかに実施するものとする。

2 出動命令等

村長は、村の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防団に出動を命じるとともに、渋川広域消防本部に通報する。また、警察官等の出動については、状況に応じ、警察署長に要請するものとする（災害対策基本法第58条）。

3 事前措置

村長は、防災上事前措置が必要であると認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとるものとする（災害対策基本法第59条）。

（1）村長の指示

村長は、防災上必要と認めるときは、災害地の居住者、滞在者その他の者に対して避難のために立退きを指示するものとする（災害対策基本法第60条）。

ただし、水防については水防法の定めるところによる。

(2) 警察官への要請

警察官は、(1)の避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、避難のための立退きを指示することができるので、緊密な連絡をとるものとする（災害対策基本法第61条）。

4 工作物の使用等

村長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第64条の規定により、工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとるものとする。

5 従事命令

(1) 従事命令及び協力命令は次による。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員
			消防団員
水防団員の出動、準備	従事命令	水防法第17条	水防管理者
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	県知事
	協力命令		
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	村長
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第65条第2項	警察官
		警察官職務執行法第4条	

(2) 命令の対象者は次による。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業 (知事の協力命令) 災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師等 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送事業者及びその従事者
災害救助その他の作業(知事の協力命令)、災害応急対策全般(災害対策基本法による村長、警察官の従事命令)	村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

命令区分	従事対象者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法)	その場に居合わせた、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、収用命令を発する場合においては、公用令書を交付して行うものとする。なお、命令を変更し、又は取り消しをするときも同様とする。

6 損失補償

村（総務課）は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失については、災害対策基本法第82条第1項の規定により当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

7 損害補償

村（総務課）は、村長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、村の区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し、負傷し若しくは障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者にその損害を補償するものとする。

8 職員の非常参集体制の整備

村（総務課）は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

9 職員に対する応急活動内容の周知徹底

村（総務課）は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

第11節 防災関係機関の連携体制の整備

項 目	担 当
1 村における受援・応援体制の整備	総務課、県
2 自衛隊との連携体制	総務課、自衛隊
3 一般事業者等との連携体制の整備	総務課、関係各課
4 救援活動拠点の整備	総務課、県
5 円滑な救助の実施体制の構築	総務課、県
6 水災に対する連携体制の構築	総務課、建設課、国、県、関係機関

1 村における受援・応援体制の整備

- (1) 村（総務課）は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 村（総務課）は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 村（総務課）は、「榛東村災害時受援計画」（令和元年5月策定）に基づき、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 村（総務課）は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制

- (1) 村（総務課）は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請を迅速に行えるように、あらかじめ知事へ要請を要求する手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。
- (2) 自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実—及び共同の防災訓練の実施に努める。

★資料編：資料3「群馬県防災航空隊支援協定」

3 一般事業者等との連携体制の整備

村（総務課）は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

★資料編：資料4「災害時における救援物資提供に関する協定書」

4 救援活動拠点の整備

村（総務課）は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート・物資搬送設備等の救援活動拠点・緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

5 円滑な救助の実施体制の構築

県及び村（総務課）は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

6 水災に対する連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第12節 防災中枢機能の確保

項 目	担 当
1 防災中枢機能の整備	総務課、住民生活課、教育委員会事務局
2 災害応急対策における村の責任	総務課
3 災害活動拠点の整備	総務課
4 公的機関等の業務継続性の確保	総務課、関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 村（総務課、住民生活課、教育委員会事務局）は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 村（総務課）は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策における村の責任

村（総務課）は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点の整備

村（総務課）は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。

4 公的機関等の業務継続性の確保

村の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制

の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、村（総務課）は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、「榛東村業務継続計画（BCP）」（令和元年5月）を策定し、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ及び応援職員の受入れを想定した非常時優先業務について定めている。

第13節 救助・救急及び医療活動体制の整備

項 目	担 当
1 救助・救急活動体制の整備	総務課、渋川広域消防本部、自主防災組織
2 救助・救急及び医療活動における村の責任	健康保険課、県、渋川広域消防本部
3 広域的な救急医療体制の整備	健康保険課、渋川広域消防本部、関係機関
4 保健医療活動の調整機能の整備	健康保険課、県

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 村（総務課）は、渋川広域消防本部と協力し、救助工作車、救急車、ポンプ車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織は、救助用資機材の整備に努めるものとし、これを資金面等で支援するものとする。

2 救助・救急及び医療活動における村の責任

- (1) 被災地における医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として災害拠点病院が指定されている。村では、地域災害医療センターとして「渋川医療センター」が指定されている。
- (2) 村（健康保険課）は、県が設置する地域における災害医療対策を協議するための北群馬渋川地域災害医療対策会議に参加する。北群馬渋川地域災害医療対策会議は、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMA Tや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。
- (3) 村（健康保険課）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。
- (4) 村（健康保険課）、公共機関及び救急医療を担う医療機関等は、その保有する施設、設備について機能の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。

3 広域的な救急医療体制の整備

村（健康保険課）は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当

たり広域搬送拠点として大規模な空き地等をあらかじめ抽出し広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力し、広域後方医療施設へ傷病者搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備するよう努める。

★資料編：資料5「医療機関一覧」

4 保健医療活動の調整機能の整備

県及び村（健康保険課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第14節 緊急輸送活動体制の整備

項 目	担 当
1 輸送拠点の確保	総務課
2 ヘリポートの確保	総務課
3 緊急輸送道路ネットワークの形成	総務課、建設課
4 燃料の確保	総務課

1 輸送拠点の確保

村（総務課）は、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

村（総務課）は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

★資料編：資料6「ヘリポート一覧」

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 県は、大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備えて、緊急輸送道路を指定している。
- (2) 村（建設課）は、この路線と村内を連絡する主要な村道の安全性の確保を推進し、応急復旧体制等として、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備する。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路障害物の除去、応急復旧時において必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、道路障害物の除去等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あ

らかじめ道路障害物の除去等の計画を立案するものとする。

★資料編：資料7「緊急輸送道路図」

4 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第15節 避難収容活動体制の整備

項 目	担 当
1 指定緊急避難場所	総務課、施設管理者
2 指定避難所	総務課、教育委員会事務局、施設管理者
3 応急仮設住宅等	建設課

村（総務課）は、村民及びその他の避難者が避難する場所として「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定する。

1 指定緊急避難場所

（1）指定緊急避難場所の指定

ア 村（総務課）は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（2）指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、村（総務課）は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

（1）指定避難所の指定

ア 村（総務課）は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、社会

体育施設、社会教育施設、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、村（総務課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

村（総務課）は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会事務局等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、教育委員会事務局及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会事務局及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 村（総務課）は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する

よう努める。

イ 村（総務課）は、指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図る。

ウ 必要に応じて、要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておくことや空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

エ 村（総務課）は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

オ 村（総務課）及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

（5）物資の備蓄

村（総務課）は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（6）運営管理に必要な知識の普及

村（総務課）は、避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努めるものとする。

★資料編：資料8「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

3 応急仮設住宅等

（1）村（建設課）は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備するものとする。

（2）応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備するものとする。

（3）被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

る。

★資料編：資料9「仮設住宅建設予定地一覧」

第16節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

項 目	担 当
1 備蓄計画	総務課
2 調達計画	総務課

1 備蓄計画

- (1) 村（総務課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、村民に対し啓発を行うものとし、村民はこれらの備蓄に努めるものとする。

《榛東村における対策》

■飲料水の確保

(1) 村の対策

- ア 水道基幹施設、地下埋設管の耐震強化
- イ 応急復旧資材の備蓄
- ウ 給水タンク、トラック、浄水器等の応急機材の整備
- エ 村民及び自主防災組織に対する貯水や応急給水についての指導
- オ 工事業者等との協力体制の確立

(2) 村民の対策

- ア 家庭における飲料水の確保は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分、推奨1週間分を目標とする。
- イ 飲料用として貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器は震動等により水もれや破損しないものとする。

(3) 自主防災組織等の対策

応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備しておく。

《榛東村における対策》

■食料の確保

米、乾パン、缶詰等非常時に必要な食料の需給動向を把握し、応急調達及び備蓄に関する計画を作成し、災害時の食料の円滑な供給を図る。

(1) 計画の基礎となる被災人員

救助対象者は、避難所に収容された者、半壊半焼以上の被害を受けた者等、日常生活を営むことが困難な者及び旅行者を対象として計画する。

(2) 各家庭での備蓄と流通在庫を基本とし、村民に対し食料準備を呼びかける等、次の対策を講じる。

ア 村の対策

(ア) 食料として調達できる在庫量を調査する。

(イ) 食料の集積場所の準備

(ウ) 食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努める。

(エ) 備蓄倉庫の準備

(オ) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

イ 村民の対策

(ア) 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料の備蓄をする。

(イ) 家庭で3日分程度の非常持ち出し食料を準備する。

(ウ) 助け合い運動の実施

■生活必需品の確保

被服、寝具その他生活必需品等非常時に必要な物資の需給動向を把握し、災害時の物資の円滑な安定を図る。

(1) 計画の基礎となる被災人員

救助対象者は、避難所に収容された者、半壊半焼以上の被害を受けた者等、日常生活を営むことが困難な者及び旅行者を対象として計画する。

(2) 災害発生直後は、輸送網が寸断され、輸送手段がきわめて制約され、災害応急対策は多岐にわたる。また、負傷者の救出等人命の救助を優先すべきことから、物資の調達配分は相当な制約を余儀なくされる。このため、村民に対し物資の準備を呼びかける等、次の対策を講じる。

ア 村の対策

(ア) 物資の集積場所の準備

(イ) 村民の実施する対策の指導及び助成

(ウ) 物資の備蓄・供給計画の策定

(エ) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

イ 村民の対策

(ア) 家庭で1週間程度の最低生活が確保できる緊急物資の備蓄及び非常持ち出し品の準備

(イ) 毛布等生活必需品についての災害時助け合いの実施

2 調達計画

村（総務課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の調達について、民間の流通在庫備蓄等の活用など、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、村（総務課）及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有に努める。

★資料編：資料10「災害用資材及び備蓄食料一覧」

第17節 広報・広聴体制の整備

項 目	担 当
1 広報等の窓口	総務課
2 広報の方法	総務課
3 広報等の内容	総務課
4 設備や備品の点検	総務課
5 報道機関に対する発表体制	総務課
6 広聴体制の整備	総務課、ライフライン事業者、防災関係機関

1 広報等の窓口

村民に対する広報及び報道機関に対する発表は、総務課が担当する。

2 広報の方法

防災知識の普及は、主に次の方法により行うものとする。

- (1) 村の関係機関を通じ広報するもの
- (2) 村が発行する広報紙及びその他の印刷物によるもの
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ等の協力によるもの
- (4) 広報車及び防災行政無線によるもの
- (5) 写真、映画、スライド等の展示によるもの
- (6) 講習会、説明会等組織を通じて行うもの
- (7) 消防団及び自主防災組織の広報活動によるもの
- (8) インターネット、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ソーシャルメディアによるもの
- (9) Lアラート（災害情報共有システム）によるもの

3 広報等の内容

災害の予防のため、村民及び報道機関に対する広報等は、おおむね次の事項に重点をおき実施するものとする。

- (1) 災害情報及び村の防災対策
- (2) 被害状況及び応急対策実施状況
- (3) 二次災害の危険性

- (4) 村民及び関係団体等に対する協力要請
- (5) 避難勧告等の内容
- (6) 避難時の注意事項
- (7) 医療機関・救護所
- (8) 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区、方法及び携行品、その他必要な注意事項
- (9) 公共施設の被害及び復旧の見通し
- (10) 交通状況
- (11) ライフライン、交通機関の復旧見通し
- (12) 食料・飲料水、生活必需品
- (13) 各種相談窓口
- (14) その他必要な事項

4 設備や備品の点検

- (1) 防災行政無線の日常点検を行う。
- (2) 必要に応じて広報車等により行うため、日常の点検を行う。

5 報道機関に対する発表体制

報道機関に対する発表は、災害の規模及び社会的影響等を勘案の上、できるだけ速やかに発表できる体制を整える。

6 広聴体制の整備

村（総務課）、ライフライン事業者その他防災関係機関は、被災者の生活相談や援助ニーズの把握のため、避難所や被災地域内の公共施設に臨時相談所を開設し運営するための体制を整備する。また、各相談所の情報を収集し、被災者に提供するための体制を整備する。

第18節 複合災害対策

項 目	担 当
1 複合災害への備え	総務課、防災関係機関
2 複合災害時の災害予防体制の整備	総務課、防災関係機関
3 複合災害を想定した訓練の実施	総務課、防災関係機関

1 複合災害への備え

村（総務課）その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

村（総務課）その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

村（総務課）その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第19節 防災訓練の実施

項 目	担 当
1 総合防災訓練	総務課、関係機関
2 個別訓練	総務課、消防団、自主防災組織、関係機関
3 広域的な訓練	総務課、県
4 図上訓練	総務課
5 実践的な訓練の実施と事後評価の実施	総務課、関係機関

1 総合防災訓練

村（総務課）、関係機関及び団体は、必要に応じ総合防災訓練を実施するものとする。

2 個別訓練

（1）非常招集訓練

村（総務課）は、災害発生時、職員が迅速に登庁できるようにするために、非常招集訓練を実施するものとする。

（2）消防訓練

消防団は、定期的に消防資機材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の向上を目的として消防訓練を実施するものとする。

また、村（総務課）は、消防団、自主防災組織等と協力し、消火訓練等を行い消火能力等の向上に努める。

（3）避難等救出訓練

村（総務課）、その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難等救出訓練を実施する。必要に応じ水防、消防等の災害防護活動訓練とあわせて実施する。

（4）水防訓練

水防活動を完全に実施するため、次の方法により訓練を実施する。

実施時期	災害が予想される時期前の最も効果がある期日
実施地域	危険箇所等の地域
実施方法	関係機関が共同で実施することを原則とし、必要に応じ他の関連する訓練と併せて行うことができる。なお、決定した実施内容等については、関係機関、住民等に周知するものとする。

(5) 災害通信連絡訓練

災害時における通信情報連絡のための訓練は、無線及び電話等通信網を利用して行うものとする。訓練の実施に際しては、防災関係機関等と協議の上、実施する。

(6) その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、適当な時期に訓練を実施する。必要に応じて他の訓練とあわせて複合的な訓練を実施する。

3 広域的な訓練

村（総務課）は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練

村（総務課）は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価の実施

- (1) 村（総務課）、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 村（総務課）は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第20節 災害被害を軽減する県民運動の展開

項 目	担 当
1 防災（減災）活動へのより広い層の参加	総務課、県
2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供	総務課、県
3 企業や家庭等における安全への投資の促進	総務課、県
4 より幅広い連携の促進	総務課、県
5 県民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践	総務課、県

県では、災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う必要があるとして、以下の県民運動を展開するとしている。村（総務課）においても、同県民運動に参加し、災害被害の軽減に努める。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

（1）地域に根ざした団体における身近な防災への取組

ア 地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など

（2）予防的な取組を加味した防災訓練の工夫

ア ハザードマップの確認や家具の固定など

（3）地域における耐震補強の面的な広がりへの推進

（4）防災教育の充実

ア 学校教育の充実

イ 大学生の課外事業の促進

ウ 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供

エ 公民館の防災講座の開催など

（5）トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

（1）多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実

（2）災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

ア 実写やシミュレーション映像の活用

イ 過去の災害体験談の収集、活用

- ウ 郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
- エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- （3）災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- （1）企業や家庭等における安全への投資の促進
- （2）ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- （3）事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- （1）企業と地域社会の連携
- （2）国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- （3）災害に関する情報のワンストップサービス
- （4）防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 県民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- （1）県民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- （2）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- （3）防災活動の優良な実践例の表彰
- （4）人材育成のためのプログラム開発
- （5）インセンティブの拡大の検討

第21節 防災知識普及計画

項 目	担 当
1 村民における防災知識の重点項目	村民
2 村民に対する防災知識普及方法	総務課、消防団
3 防災知識の内容	総務課、村民
4 理解しやすい防災情報の提供	総務課、前橋地方気象台
5 学校教育による防災知識の普及	教育委員会事務局
6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等	総務課
7 防災訓練の実施指導	総務課、教育委員会事務局
8 要配慮者等への配慮	総務課、健康保険課
9 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	総務課
10 被災地支援に関する知識の普及	総務課
11 村職員に対する防災教育	総務課

村の災害関係職員及び村民に対し行う災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、この計画の定めるところにより総務課が実施するものとする。

1 村民における防災知識の重点項目

- (1) 家庭内において、最低3日間、推奨1週間分の食料を備蓄する。
- (2) 家庭内において、非常持ち出し物資の点検を行う。
- (3) 家庭内において、非常時の対応を話し合っておく。

2 村民に対する防災知識普及方法

- (1) 講演会、講習会等を適宜開催し防災知識の普及を図る。
- (2) 災害に関するパンフレットを作成し防災知識の普及を図る。
- (3) 広報紙、新聞等を通じて防災知識の普及を図る。
- (4) 消防職団員等の巡回指導により、家具の固定、避難口等の点検・指導と災害発生時対応等、防災知識の普及を図る。

3 防災知識の内容

- (1) 風水害及び雪害の危険性

(2) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

(3) 早期避難の重要性

(4) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 避難場所、指定避難所及び避難路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）

オ 安全な避難経路の確認

カ 非常持出し品のチェック

キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

ク 高齢者、障がい者、乳幼児・妊産婦等要配慮者の避難方法

ケ 避難勧告等の避難情報や気象情報、災害情報の入手方法

コ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(5) 家庭内の危険防止

ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

（6）非常持出し品の準備

ア 3日間、推奨1週間分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）

エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

（7）屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

ア 身の安全の確保

- ・机や椅子に身を隠す。
- ・玄関等の戸を開けて、脱出口を確保する。
- ・外に飛び出さない。

イ 火災を防ぐ

- ・火の始末をする。
- ・火が出たら初期消火に努める。

ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。

エ 避難方法

- ・徒歩で避難する。
- ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
- ・自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

オ 応急救護

- ・対応可能な怪我は、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 救出活動

- ・建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

キ 自動車運転者のとるべき行動

- ・道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・ラジオで災害情報を聞く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

(8) 正しい情報の入手

ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

イ 村、渋川広域消防本部、渋川警察署等からの情報には絶えず注意する。

(9) 電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。

イ 集中等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

4 理解しやすい防災情報の提供

村（総務課）及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

5 学校教育による防災知識の普及

教育委員会事務局は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

村（総務課）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

7 防災訓練の実施指導

村（総務課、教育委員会事務局）は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

8 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において災害時に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

9 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

村（総務課）は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

10 被災地支援に関する知識の普及

村（総務課）は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

11 村職員に対する防災教育

村（総務課）は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう研修会、講習会等を実施するものとする。

また、国等が実施する危機管理・防災責任者を対象とした研修への参加に努める。

第22節 村民の防災活動の環境整備

項 目	担 当
1 村民の果たすべき役割	村民
2 自主防災組織の活動	自主防災組織
3 自主防災組織の結成及び育成・指導	総務課
4 災害時におけるボランティア活動の環境整備	住民生活課、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等
5 事業所（企業）防災の促進	総務課、県、事業所、要配慮者利用施設管理者等、各業界団体、商工会議所
6 地区防災計画の策定	総務課

災害時には、村をはじめ防災関係機関が、総力を挙げて対策を講じなければならない。その一方で、被害を軽減するための村民運動の展開が重要である。

具体的には、村民一人一人が、防災知識・技能を身につけ、家庭、地域、職場等で備えることや、地域の連帯意識に基づく「自主防災組織」及び事業所等における「自衛防災組織」を形成することが考えられる。

1 村民の果たすべき役割

村民は、「自らの安全は自らの手で守る」意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の習得
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時の避難場所、避難経路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の購入
- オ 家具の固定・補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- キ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分、推奨1週間分備蓄の励行）
- ク 非常持ち出し物資の準備・点検

(2) 災害発生時に実施する事項

自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
 - イ 火災予防措置
 - ウ 適切な避難
 - エ 自動車運転の自粛
- (3) 災害発生後に実施が必要となる事項
- ア 出火防止及び初期消火
 - イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - ウ 秩序ある避難生活
 - エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、「自分たちの村は自分たちで守ろう」という住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により実施することが効果的である。

このため、自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

- (1) 平常時の活動
- ア 防災知識の普及
 - イ 火気使用設備・器具等の点検
 - ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 応急手当等の習得
- (2) 災害時の応急活動
- ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導
 - エ 被災者の救護・救出
 - オ 給食及び給水
 - カ 衛生

3 自主防災組織の結成及び育成・指導

村（総務課）は、自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施さ

れるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

なお、青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

4 災害時におけるボランティア活動の環境整備

村（住民生活課、社会福祉協議会）は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

（1）防災ボランティア活動の啓発

村（住民生活課、社会福祉協議会）は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における防災ボランティア活動の啓発に努める。

（2）防災ボランティアリーダーの育成

村（住民生活課、社会福祉協議会）は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する村の点検活動（防災マップの作製、避難場所・避難ルートの点検）、防災訓練への協力等を行うボランティアリーダーの育成を行う。

（3）防災ネットワークづくり

防災関係機関、防災ボランティア（防災ボランティアしんとう等）、登録ボランティアリーダー、村内関係機関による連絡会議を設置し、研修、情報交換等による連絡体制を確立する。

（4）各領域における専門ボランティアとの連携

村の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

（5）行政・NPO・ボランティア等の三者連携

村（住民生活課、社会福祉協議会）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

村（住民生活課）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び村（総務課）が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作るものとする。
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、県や村が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ県や村と協定を締結するなど、平時から県や村との連携に努める。

また、県及び村（総務課）は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (4) 事業所は、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 県、村（総務課）及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。
- また、県及び村（総務課）は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (6) 県及び村（総務課）は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (7) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村長に報告するものとする。
- (8) 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画等について村長に報告するものとする。
- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 村（総務課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (11) 村（総務課）及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

6 地区防災計画の策定

- (1) 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として榛東村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 村（総務課）は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第23節 要配慮者対策

項 目	担 当
1 避難支援等関係者との協力	総務課、住民生活課、健康保険課、避難支援等関係者
2 用語の定義	総務課、住民生活課、健康保険課
3 避難行動要支援者名簿	総務課、住民生活課、健康保険課
4 避難体制の強化	総務課、住民生活課、健康保険課、避難支援等関係者
5 要配慮者利用施設との防災体制	総務課、住民生活課、健康保険課
6 福祉避難所	総務課、住民生活課、健康保険課
7 防災訓練	総務課、住民生活課、健康保険課、避難支援等関係者
8 人材の確保	総務課、住民生活課、健康保険課
9 情報伝達	総務課、住民生活課、健康保険課
10 防災教育及び啓発	総務課、住民生活課、健康保険課
11 防災と福祉の連携	総務課、住民生活課、健康保険課

1 避難支援等関係者との協力

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、渋川広域消防本部、渋川警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や、地域活動で主体となる団体（以下、「避難支援等関係者」という。）の協力に基づき、マップ作り等を行うなど対策を講じる。

また、避難支援等関係者等の安全確保の措置を図る。

なお、リストの取扱いに当たっては、プライバシーに十分留意する。

2 用語の定義

村長は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

用語の定義	説明
避難行動要支援者	自ら避難することが困難な者であって、要配慮者のうち特に支援を要する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

3 避難行動要支援者名簿

(1) 名簿の作成

村長は、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の必要な措置を実施するため、名簿を作成しておかなければならない。

(2) 要配慮者情報の利用

村長は、名簿の作成に当たり、要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3) 名簿の利用及び提供

ア 村長は、避難行動要支援者名簿記載事項又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 村長は、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する。ただし、村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

ウ 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

エ 村長は、名簿情報を提供するときは、提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利、利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

オ 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

カ 避難行動要支援者名簿については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 名簿の更新

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

★資料編：資料40「避難行動要支援者名簿」（参考）

4 避難体制の強化

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

村長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から指定避難所への移送

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

5 要配慮者利用施設との防災体制

(1) 要配慮者利用施設

施設種類	県所管部署
ア 児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	私学・子育て支援課 障害政策課
イ 介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課
ウ 障害福祉サービス事業所 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課
エ 障害者支援施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援及び施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課
オ 障害者関係施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課
カ 身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	障害政策課
キ 医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課
ク 幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	私学・子育て支援課 義務教育課 健康体育課
ケ その他 (ア)【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	健康福祉課
(イ)【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	私学・子育て支援課 特別支援教育課 健康体育課
(ウ)【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	健康福祉課
(エ)【その他実質的に要配慮者に関連する施設】	

資料：「群馬県地域防災計画」(令和2年3月、群馬県防災会議)

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

施設管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により施設の防災体制を整備するものとする。

ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 村、渋川広域消防本部、渋川警察署等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての村民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 村及び県の支援

- ア 村（総務課、住民生活課、健康保険課）及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

★資料編：資料11「要配慮者利用施設一覧」

6 福祉避難所

(1) 福祉避難所

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者の避難に関して、必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行う。

【福祉避難所一覧】

No.	避難所	所在地	TEL
1	榛東村保健相談センター	新井 793 番地 2	0279-70-8052
2	榛東村ふれあい館	新井 507 番地 3	0279-54-1126
3	榛東村福祉センター「ささえの家」	新井 789 番地 3	0279-30-5555

(2) 運営にむけた体制づくり

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

また、整備に当たっては、可能な限り要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

7 防災訓練

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、自主防災組織や社会福祉協議会等、関係機関の協力を得て、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する訓練を実施する。

8 人材の確保

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、日頃から保健師、看護師、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

9 情報伝達

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者及び関係者に対してわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

10 防災教育及び啓発

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

村（総務課、住民生活課、健康保険課）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第24節 雪害の予防計画

項 目	担 当
1 道路の除雪体制の整備	建設課
2 村民による除雪（雪下ろしを含む）体制の整備	建設課
3 村民の役割と注意事項	村民

1 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、交通機能を確保するため、次により除雪体制を整備する。

なお、大雪により、県内に保有する除雪機械のみでは対応できない場合を想定し、各道路管理者は、あらかじめ隣接する市町村や県等との応援・協力体制を構築する。

村（建設課）は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

- （1）除雪資機材の整備
- （2）排雪場所の確保
- （3）融雪剤の備蓄
- （4）除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
- （5）除雪要員の確保及びオペレーターの養成
- （6）通行規制訓練、除雪機械移動の実働訓練、立往生車両の排除訓練の実施

2 村民による除雪（雪下ろしを含む）体制の整備

村（総務課、住民生活課、健康保険課、建設課）は、平時から自治会連合会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、避難支援等関係者や事業者等による除雪体制の整備をはかり、要配慮者の支援や村民相互の援助体制の構築に努める。

3 村民の役割と注意事項

- （1）大雪の前に行う準備など
 - ア 停電などに備え、事前に準備・用意しておくもの
 - （ア）食料、水、灯油など（1週間分程度）、カセットコンロ
 - （イ）電気に頼らない暖房器具、携帯用カイロ

- (ウ) ラジオ（乾電池タイプ、手回し充電タイプなど）
 - (エ) 懐中電灯、マッチ、ライター、ろうそく
 - (オ) 非常用発電機（ガソリン、軽油、ガス）、車のシガーソケット等携帯電話充電器等
- イ 避難などに備え、事前に準備・用意しておくこと
- (ア) 自動車の燃料を満タンにしておく。
 - (イ) 携帯電話などは、充電しておく。
 - (ウ) 村役場との連絡手段を確認しておく。
 - (エ) 持病の薬は早めにもらい、通院が必要な場合は、村役場や地域の方へ伝えておく。

ウ 降雪・積雪に備えて、事前に準備・用意しておくこと

- (ア) 家屋（テラスやカーポート等）や農業用ビニールハウス等の耐雪化を行う。
- (イ) スコップなどの除雪用具を用意しておく。

(2) 大雪時において注意すること

ア 気象庁から発表される最新の気象情報に注意する。

イ 不要不急な外出は極力控える。

ウ やむを得ず外出する場合の注意点

- (ア) 普段よりも時間に余裕を持って行動する。
- (イ) 雪用の長靴や滑り止めのついた靴を履いて外出する。
- (ウ) 自動車は、冬用タイヤやチェーンを必ず装着し、スピードを落として車間距離をとり、急ブレーキ、急ハンドル、急停車、急発進は行わない。

(3) 除雪作業において注意すること

ア 除雪作業を安全に行うために注意すること

- (ア) 除雪作業は重労働なため、こまめに休憩し、水分補給を十分行う。
- (イ) 切れた電線には近づいたりせず、電力会社へ連絡する。

イ 除雪作業の事故防止に注意すること

《命を守る除雪中の事故防止10箇条》

- (ア) 作業は家族、隣近所にも声掛けて2人以上で
- (イ) 建物のまわりに雪を残して雪下ろし
- (ウ) 晴れの日ほど要注意。屋根の雪がゆるんでいる
- (エ) はしごの固定を忘れずに
- (オ) エンジンを切ってから、除雪機の雪詰まりの取り除き
- (カ) 低い屋根でも油断は禁物
- (キ) 作業開始直後と疲れた頃は特に慎重に
- (ク) 面倒でも命綱とヘルメットを
- (ケ) 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を
- (コ) 作業の時には携帯電話を持っていく

(出典：内閣府災害予防担当・国土交通省国土政策局地方振興課)

第25節 その他の対策

項 目	担 当
1 農作物災害予防対策	産業振興課
2 林野火災の予防対策	渋川広域消防本部
3 文化財災害予防対策	渋川広域消防本部、教育委員会事務局
4 学校、保育園等施設の災害予防計画	教育委員会事務局、住民生活課
5 資材・機材等の点検整備計画	総務課、渋川広域消防本部
6 災害廃棄物処理体制の整備	住民生活課
7 罹災証明書の発行体制の整備	総務課
8 帰宅困難者対策	総務課、産業振興課、教育委員会事務局、 県、事業所

1 農作物災害予防対策

農作物（施設）の災害は、不可抗力的要因によるものが多いが、そのなかでも、村（産業振興課）は、被害を最小限に防止するための指導を実施する。

- （1）凍霜害、干害、冷害、雪害、風害等については、気象通報の的確な把握を行うとともに、渋川地区農業指導センター、農業協同組合等と連携した予防方法の周知徹底
- （2）水害予防については、用水路の余水吐出能力の完全発揮を行うための施設の清掃、点検整備

2 林野火災の予防対策

近年多発し大型化している林野火災に対し、予防活動と消火活動が適切に実施できるようにする。

（1）林野火災予防対策

村（渋川広域消防本部）は、林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災予防について指導するとともに次の処置を講ずるものとする。

- ア 自然水利の活用等による防火用水の確保
- イ 火災多発期における巡視活動の強化
- ウ 防火啓発活動

（2）林野火災消火対策

防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について対策を講ずる。

- ア 消防分担区域の設定

- イ 出動計画の策定
- ウ 防御鎮圧計画の策定
- エ 初期消火用機材の整備

(3) 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、住民及び一般入山者に対し森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

3 文化財災害予防対策

火災、地震等の災害から文化財を守るため、常時関係者に対し次により指導を実施するものとする。

- (1) 防火管理体制の完備
- (2) 消火設備の完備
- (3) 消防自動車進入路の確保

4 学校、保育園等施設の災害予防計画

(1) 施設の安全確保

児童生徒の安全性の確保と教育効果の向上を期して、施設の近代化を促進し、施設の公共性を十分考慮し、災害の発生を未然に防止し得るよう基礎的知識の習得及び訓練を行い、恒久的な災害予防に努めるものとする。

工作物等施設の被災により、健全な施設又は人畜等に大きな損害を及ぼすおそれがあるため、常時十分な点検を実施し、適切な措置を行い災害の予防に努める。

ア 国旗掲揚塔、境界塀、野球用バックネット及び防球ネットフェンス等、相当な高さ又は重量のあるものは、その安全度を確認し、危険と認められるものについては早急に補強工事等を実施するものとする。

イ 重要なもの、比較的飛散しやすいもの等の書類資料、教材その他については、常時格納又は、持ち出し得るよう整備を整えるものとする。

ウ 災害防止のために必要な施設、設備は、常時整備に努め、特に消防設備等については、いつでも使用できるように体制を整えるものとする。

エ 工作物等の施設設備も建物と同様に定期点検、臨時点検を実施して、常にその状態を把握し、要補修箇所は直ちに補修又は補強に努め、災害予防に万全を期するよう整備するものとする。

オ 防犯用設備及び消火用設備（防犯灯、マスターキー、耐火金庫、火災報知器、通報

装置等)の常時点検を強化するとともに、門扉の整備促進を図るものとする。

(2) 防災教育及び啓発

村(教育委員会事務局、住民生活課)は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

5 資材・機材等の点検整備計画

災害応急対策に必要な資材、機材及び施設が、災害時にその機能を有効に使用できるよう、次に点検整備を要する主な資材・機材等を示す。

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 災害救助法による衣料生活必需品
- (3) 救助用資材、機材及び衣料品等
- (4) 防疫用資材、機材
- (5) 給水用資材、機材
- (6) 消防用資材、機材

6 災害廃棄物処理体制の整備

- (1) 村(住民生活課)は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。
- (2) 村(住民生活課)は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 村(住民生活課)は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

7 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 村(総務課)は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村(総務課)は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム

の活用について検討するものとする。

- (3) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- (4) 県等が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会への職員の参加、県の調査担当者名簿への登録などに努める。

8 帰宅困難者対策

大規模災害時には、交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援等を検討しておく必要がある。

(1) 村の帰宅困難者に対する取組

ア 普及啓発

村（総務課、産業振興課）及び県は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

イ 一時滞在施設の提供

村（総務課、産業振興課）は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

ウ 備蓄物資の確保

村（総務課、産業振興課）は、観光客等帰宅困難者のために日ごろから飲料水、食料、毛布等備蓄に努める。

エ 情報提供の体制づくり

村（総務課、産業振興課）及び県は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

オ 徒歩帰宅者の支援対策

村（総務課、産業振興課）及び県は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等民間事業者にも協力を求める。

（2）事業所等の取組

ア 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努める。

イ 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

ウ 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留められるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。

エ 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努める。

オ 安否確認方法の周知

事業所等は、大規模災害発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努める。

（3）大規模集客施設の取組

大規模な集客施設は、多くの帰宅困難者等の発生が予想されるため、事業者等は、村や関係機関等と連携し利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

（4）各学校の取組

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるような環境整備に努める。